様式第２号（第１０条関係）

会　議　記　録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和５年２月３日（金曜日） 午前１１時から午前１１時２０分まで
開催場所	６０３（東）会議室
出席者	（委員）沼上政幸会長、大山美智子委員、栗木祥子委員、舞原正委員、岡田恒雄委員、出井哲司委員、田島清委員、佐藤ヨリ子委員、町田克則委員、沼倉素子委員 （事務局）長井庶務課長、浅古副課長兼行政係長、柴田主査
傍聴人	なし
問合せ先（所管課）	総務部庶務課（市役所本庁舎４階） ０４８－５２４－１１１１（内線２２３）
内容	【議題】　情報公開請求に係る開示決定の延長期限等について 事務局から、個人情報保護条例の改正を踏まえ、情報公開請求に係る開示決定の延長期限等について、情報公開条例の改正を行う説明を行った。 主に以下の質疑応答があった。 （委員長）　実施機関に消防長が加わるのは、消防の指揮監督権を有しているためか。 （事務局）　消防長については、市長の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格であることから実施機関に加える。 （委　員）　著しく大量であるため、相当の期間内に開示する場合とはどのような状況を想定しているのか。 （事務局）　過去数年間にわたる膨大な行政文書の情報公開請求があった場合等を想定している。 （委　員）　相当な期間とは、具体的にどのように期日を決定するのか。 （事務局）　請求を受けた行政文書に対する事務処理量等を勘案して開示決定の期日を決定していく。 （委　員）　相当な期間の判断は、実施機関が判断するのか。 （事務局）　お見込みのとおり （委　員）　実務上は、実施機関内のどこの部署が判断するのか。 （事務局）　事務専決規程にもとづき、該当の行政文書を所管する部署の所属長が判断する。 （委　員）　情報公開請求に係る開示決定期限を延長した例は多いのか。 （事務局）　原則１５日以内に、開示決定をしている。 【その他】 事務局から、工事設計書に係る情報提供制度の業務委託設計書への適用拡大について、説明を行う。